

報道発表資料

平成26年3月19日

気象庁

噴火警報で防災対応を促す用語の運用を開始します

気象庁では、噴火警戒レベルを運用中の30火山において、警報文に避難などの具体的な防災対応を促す用語(別紙参照)の記載について、準備が整った火山から順次運用を開始する旨を「噴火警報で防災対応を促す用語を記載します」(平成25年9月10日報道発表)によりお知らせし、その対応を進めてきました。

この結果、本年2月中旬までに準備が整った下記の23火山について、本年3月26日から運用を開始することにしましたので、お知らせいたします。

記

雌阿寒岳、十勝岳、樽前山、有珠山、北海道駒ヶ岳、秋田焼山、岩手山、秋田駒ヶ岳、那須岳、草津白根山、浅間山、新潟焼山、御嶽山、富士山、伊豆大島、三宅島、九重山、阿蘇山、雲仙岳、桜島、薩摩硫黄島、口永良部島、諏訪之瀬島

【本件に関する問合せ先】

気象庁地震火山部火山課

電話 03-3212-8341 内線 4528、4536

噴火警報に記載する避難などの防災対応を促す用語について

噴火警戒レベルを運用中であって、地元の火山防災協議会等において用語の記載につき合意が得られた火山では、以下のように記載します。

防災対応を促す用語（下線部）が追記された警報文の例

（１）居住地域で警戒が必要な場合の例

以下の市町村では、当該居住地域で避難などの厳重な警戒をしてください。

県： 市

（２）火口周辺で警戒が必要な場合の例

以下の市町村では、火口周辺で入山規制などの警戒をしてください。

県： 市

（３）警報解除、または警戒が必要な範囲から外れた場合の例

以下の市町村では、入山規制などの特段の警戒が必要なくなりました。

県： 市

なお、用語の記載について合意が得られるまでの間は、現在運用中の下線部の用語が追記されない書式で発表します。

(参考)

改善された噴火警報のイメージ

気象庁では、市町村ごとに必要な警戒の程度が異なることが分かるように、また、警戒が必要な範囲から外れた市町村を明示するよう、噴火警報の改善を行いました(平成 25 年 3 月運用開始)。

加えて、噴火警戒レベルを運用している火山であって、地元の火山防災協議会等で合意が得られた火山においては、避難などの具体的な防災対応を促す用語(下図の下線部)の記載を行います(平成 26 年 3 月 26 日運用開始)。

